

私たちは都民の健康と生命を守るため、議会としても、国保に対する国並びに東京都の負担金増額を要求するとともに、保険者である自治体が積極的な財政措置を講じることによって国民健康保険料の値上げを行わないようまた、ことし四月に予定されている被保険者証更新時には必ず被保険者証を交付し、「資格証明書」の発行を行わないよう東京都知事などに対して意見書を提出していただきたく陳情いたします。

(陳情事項)

- 一、国民健康保険料の値上げは行わないこと。
- 二、国民健康保険料に対する補助金の増額を国と都へ要望すること。都の補助金の二分の一を四分の一に削減しないように都へ要望すること。
- 三、国民健康保険被保険者証は全被保険者世帯に速やかに交付すること。
- 四、「資格証明書」の発行は行わないこと。
- 五、国民健康保険料の減免基準を大幅に引き上げること。

平成元年二月二十七日

陳情者

西多摩郡羽村町羽一九〇五

全建総連東京土建一般労働組合

西多摩支部

支部執行委員長 岩 本 寅 次 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第一―三号

年金制度の改悪をやめ、改善を求める陳情書

(陳情趣旨)

すべての人々が健やかな老後を送れることは人類の願いです。

しかし、「高齢化社会」を理由に年金などの大幅削減や国民への負担増が進められています。

これは明らかに歴史の進歩に逆行することです。しかも、日本は世界でも有数の金持ち国となっています。

勤労の成果である社会の富は国民の生命や健康を守り、暮らしの向上にこそ使われなければなりません。

政府が企図している年金制度の改悪を容認することはできません。すべての人々が健やかな老後を送れるようにするために年金制度の改善を求め、次の項目について、政府及び関係機関に対し、意見書を提出するなど、有効な措置を講じられるよう陳情いたします。

(陳情項目)

一、被用者年金の支給開始年齢六十五歳への改悪をやめること。国民年金の支給開始年齢を六十歳にすること。

二、保険料・掛け金の引き上げをやめること。労使の負担割合を三対七に改めること(中

小企業主の保険料負担増分は国の補助で軽減すること)。

三、年金の最低保障を月五万円として年金水準を引き上げ、老後の不安をなくす年金とする。

四、鉄道共済年金赤字の他制度への転換をやめ、政府とJRの責任で解決すること。

五、年金の国庫補助率削減を直ちにやめ、元利合わせて返還すること。

六、国民年金の繰り下げ支給の減額率(現行六十歳の場合、五八%)を大幅に改善すること。学生の強制加入をやめること。

平成元年二月二十七日

陳情者

西多摩郡羽村町羽一九〇五

全建総連東京土建一般労働組合

西多摩支部

支部執行委員長 岩 本 寅 次 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第一一四号

消費税の廃止を求める陳情書

(陳情の要旨)

消費税法を直ちに廃止するよう関係機関に意見書を提出していただきたい。

(陳情の理由)

第百十三臨時国会において、国民の圧倒的多数の反対を踏みにじって強行された消費税は、原則としてすべての商品、サービスに税金をかけ、国民生活の隅々から税金を搾り取る大悪税であり、三%の税率でも、国民は赤ちゃんからお年寄りまで年一人当たり五、六万円の負担が押し付けられることになります。しかも、それは大金持ちも、所得の低い人も同じ税率で税金を負担させられる最大の不公平税制です。中小業者にとっては消費税を価格に転嫁することは難しく、身銭を切らされることになり、免税業者であっても仕入れでは税金を負担させられます。地方自治体にとっても、歳入、歳出の両面で持ち出しを余儀なくされ、各種公共料金の値上げやサービス低下をもたらします。消費税はまさに国民生活破壊税、中小業者の営業破壊税であり、地方自治破壊税であります。

さらに許せないのは、消費税は、自民党が繰り返し「やらない」と公約していた大型間接税そのものであり、このような公約で得た議席で強行するなど、国民を二重三重に欺いたことです。リクルート疑惑で明らかになったように賄賂疑惑の黒い株や政治献金、パ-

ティー券で大儲けをした政治家が、国民には、大增税を押し付けるなど絶対に許すことはできません。

国民は、このような消費税を決して容認していません。

よって、貴議会において、消費税を直ちに廃止することを求める意見書を関係機関に提出されるよう求めるものであります。

平成元年二月二十七日

陳情者

西多摩郡羽村町羽一九〇五

大型間接税反対西多摩連絡会

代表委員 岩 本 寅 次 ㊦

青梅市東青梅四一―一九

多摩西部民主商工会

山 崎 昭 利 ㊦

青梅市河辺町六一四―一

都職労西多摩区域協議会

議長 浜 野 芳 男 ㊦

青梅市河辺町六一四一一

経済支部西多摩経済事務所分会

分会長 福 島 正 信 ㊦

青梅市河辺町六一四一一

都職労民生局支部西多摩福祉事務所

分会長 森 山 好 尉 ㊦

西多摩郡羽村町羽一九〇五

全建総連東京土建一般労働組合西多摩支部

支部執行委員長 岩 本 寅 次 ㊦

青梅市新町七一五

都職労経済支部畜産試験場分会

分会長 五 味 英 久 ㊦

青梅市東青梅三一二〇一一

都庁職建設支部西多摩建設分会

分会長 浜 野 芳 男 ㊦

青梅市河辺町六一四一一

都職労多摩都税支部青梅分会

分会長 木 村 英 男 ㊦

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第一一五号

消費税の導入に関する陳情書

シャープ以来戦後最大の税制改革とされる消費税を中心とする税制改革法案は、極めて異例の自民党の強行採決の乱発の末、圧倒的な国民の反対を無視し、十二月二十四日参議院本会議で可決成立、四月一日に実施されることになりました。

消費税は、買物をするたびに、サービスを受けるたびごとに、問答無用で税金を取り立てる大型間接税以外の何物でもなく、世界中のどこにも例のない大悪税です。

竹下首相は消費税について、逆進性、不公平感拡大、非課税世帯の重負担、税率引き上げ、納税コスト増、物価上昇、消費税の価格への転嫁の「七つの懸念」を問題にしていますが、最近では地方財政問題に加え、免税点や簡易課税による事業者への課税の不徹底と「九つの懸念」を挙げ、懸念は増えるばかりで、現在この懸念は一向に解消されておりません。

このような現状の中で四月一日に消費税が実施されることになれば混乱が起ころことは明白です。

私たちは消費税の撤回に向け、左記事項について政府など関係機関へ意見書を提出するなど必要な対策を進めるよう要請します。

記

- 一、消費税の四月実施は延期し、不公平税制の改革を進め、消費税は撤回すること。
- 二、自治体の公共料金へは消費税の転嫁を行わないこと。

以上

平成元年三月三日

陳情者

立川市曙町二一五一二〇

三多摩春闘共闘会議

議長 森 川 隆 志 ㊟

青梅市勝沼一三九一一

西多摩地区労働組合協議会

議長 川 向 末 男 ㊟

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福議発第四十二号

平成元年三月二日

殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次

議案説明員の出席要求について

平成元年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 三月七日(火) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

⑦

福総庶発第 3 1 8 3 号

平成元 年 2 月 2 8 日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。